

調布市災害時協力井戸の登録に関する要綱

第1 目的

この要綱は、市内の民間井戸所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の協力を得て、登録された井戸を災害時協力井戸として、近隣の住民が必要とする生活用水等の水源を確保することを目的とする。

第2 登録の要件

災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 市内にあること。
- (2) 生活用水として使用しており、今後も使用可能であること。
- (3) 災害時に付近の住民等に井戸水の提供ができる井戸であること。

第3 所有者等の責務等

所有者等は次号の規定を遵守するものとする。

- (1) 登録井戸を適正に管理すること。
- (2) 所有者等は、災害等により井戸水による応急給水の必要が生じた時は、災害時協力井戸として登録した井戸を応急水源としてできる限り近隣の住民等の利用に供すること。
- (3) 敷地の入り口等、わかりやすい場所に市が配布する災害時協力井戸標識を掲示すること。
- (4) 防災関係資料、調布市ホームページ等へ登録井戸に関する情報の掲載への承諾。
- (5) 登録井戸の水質検査のため、市が委託する水質検査の業者に登録井戸に関する情報を提供すること。

第4 登録等の手続

災害時協力井戸の登録を希望する市内に現存する民間所有井戸の所有者等は、災害時協力井戸登録申請書（第1号様式）により、申請するものとする。

- 2 市長は、所有者等から前項の申請書が提出された場合には、当該申請書の内容を審査するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、登録申請書の内容が、第3の規定に適合すると認めた場合は、災害時協力井戸として登録するとともに、災害時協力井戸登録通知書（第2号様式）により所有者等に通知するものとする。登録しないと決定したときは、災害時協力井戸登録通知書（第2号様式）により当該所有者等に通知する。

4 世帯主の変更または住居の売買等により，所有者等が変更し，引続き登録するときは，第1項の規定により申請するものとする。

第5 水質検査の実施

市長は，登録した災害時協力井戸に対し，毎年1回水質検査を行うものとする。
なお，所有者等が自ら水質検査を実施する際には，水質検査結果の報告を受け
るものとする。

第6 登録期間

登録の期間は，市が所有者等に登録通知書を発送した日から翌年の3月31日
までとする。ただし，当該登録期間の満了までに，市長，所有者等のいずれから
もなんら申出がない場合は，さらに1年間その効力を継続するものとし，以後こ
の例によるものとする。

第7 登録の抹消

市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，災害時協力井戸の登録を抹消
するものとする。

- (1) 所有者等が災害時協力井戸登録抹消申請書（第3号様式）により，登録の取
消しを申し出たとき。
- (2) 災害時協力井戸が第3に定める登録条件に適合しなくなったとき。
- (3) 市長が登録井戸として適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の場合においては災害時協力井戸登録抹消通知書（第4号様式），
前項第2号または第3号の場合においては災害時協力井戸登録抹消通知書（第5
号様式）により，所有者等に通知するものとする。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この要綱は，平成29年4月1日から施行する。